知ってで安心、駐在員のための 日本の税務・社会保険

海外渡航費の取扱いについて

第 280 回

中山さん:みらい先生、こんにちは。来月から、10日間タイに出張することになりました。念願だった新規プロジェクトの立ち上げに関わることになり、とても張り切っています。

みらい: それは良かったですね。今後はますます海外に出張する機会も増えてくるかもしれませんね。海外出張中のスケジュールはどのようなご予定ですか?

中山さん:今回は1人で出張することになっているのですが、休日を挟んで9泊10日のスケジュールになっています。海外出張に行く場合、その出張期間中の費用について、課税上問題となるようなことはあるのでしょうか?

みらい:海外出張の場合、往復の航空運賃、日当、 宿泊費などの海外渡航費は会社が負担しているところ が多いと思いますが、この海外渡航費については、会 社の費用としての損金性や個人の給与課税で問題にな る場合があるんですよ。

中山さん: どのような場合に問題になるのでしょうか?

みらい:まず、問題となるのは、その海外出張が業務の遂行上必要なものかどうかです。これについては、その旅行の目的、旅行先、旅行期間等から実質的に判定することになります。中山さんの場合、新規プロジェクトの立ち上げに関わる海外出張なので、この点については問題なさそうですね。

中山さん:はい。私の今回の海外出張の目的は、タイ各地の工場視察、市場調査、現地法人との打ち合わせなど今後の業務遂行上必要となってくるものです。

みらい:次に、問題となるのは、支給された海外渡 航費の額が適正な額であるかどうかです。これについ ては、その旅行先における物価事情、旅行先経路等か ら勘案して、その支給額の適否を判断することになり ます。不相当に高額なものについては給与として取り 扱われる可能性がでてきます。

中山さん:私の場合、タイまでの往復の航空運賃、滞在期間の宿泊料ともに通常の料金で、日当について

も海外出張旅費規定に基づいて 3,000 円が支給される 予定です。

みらい:金額についても問題なさそうですね。あと、問題となるのは海外出張期間中に休日を含んでいる場合です。休日等の余暇は観光地を回ったり、ゴルフをしたり、業務と関係ないことをして過ごす方も多いと思います。この業務と関係ない休日の滞在費用を会社が負担しているときの取り扱いも問題となることがあります。

中山さん:確かにそうですね。私も休日にはバンコクを観光したいと思っています。私の場合、休日にあたる土曜・日曜の2日間の滞在費用は給与として取り扱われることになるのでしょうか?

みらい:海外渡航費ですが、海外出張がその旅行期間のおおむね全期間を通じて、明らかに会社の業務の遂行上必要であると認められるときは、たとえ休日を利用して観光した場合であっても、その休日期間中の滞在費用も含めた全額をその会社の旅費として取り扱うことができます。中山さんの場合、10日間のうち休日は土曜・日曜の2日なので、おおむね全期間を通じて業務遂行上必要な海外出張と考えられます。したがって、給与として取り扱われる可能性は低いと思います。

中山さん:よくわかりました。今度、社内で海外渡 航費がどのように取り扱われているのか確認してみた いと思います。ありがとうございました。

<筆者紹介>

みらいコンサルティンググループ

(本社:東京都中央区・国内 13 拠点)

現地法人:中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・

タイ(バンコク)

JapanDesk:米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL: http://www.miraic.jp/